

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の開催について

令和7年3月18日
総合教育政策局長決定
令和7年5月1日改訂

1. 趣旨

我が国の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約6.9万人と、約10年前に比べて約1.9倍と大幅に増加しており、支援の充実が求められている。

文部科学省では令和元年5月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、令和2年3月に報告をとりまとめ、外国人児童生徒等の教育に関する制度改正等が進んだところ。また、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点や、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要であることが盛り込まれた。

現在、中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」及び「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問がなされている中、外国人児童生徒等教育の観点でも検討を行うことが求められている。そのため、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討を行う有識者会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 指導内容の深化・充実
- (2) 指導体制の確保・充実
- (3) 日本語指導担当教師等の指導力の向上
- (4) 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保
- (5) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙に掲げる者をもって構成する。本会議の座長は、総合教育政策局長が定める者とする。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月末まで

5. その他

- (1) 有識者会議に関する庶務は、総合教育政策局国際教育課において処理する。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 委員一覧

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院大学人間教育学部人間教育学科准教授
工 藤 和 志	葛飾区立青葉中学校校長
小 島 祥 美	東京外国語大学多言語多文化共生センター長准教授
齋 藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部教授
佐 古 秀 一	鳴門教育大学学長
佐 藤 郡 衛	国際交流基金日本語国際センター所長 東京学芸大学名誉教授
高 階 章 一	大阪府立大阪わかば高等学校校長
徳 永 智 子	筑波大学人間系准教授
野 口 晃 菜	一般社団法人 UNIVA 理事
バトラー 後藤 裕子	ペンシルバニア大学教育大学院言語教育学部教授
浜 田 麻 里	京都教育大学国文学科教授
平 田 郁 美	群馬県教育委員会教育長
横 溝 亮	横浜市教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課 指導主事
吉 田 美 穂	弘前大学大学院教育学研究科 教授

(五十音順、敬称略)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議における
主な検討事項(案)

1. 指導内容の深化・充実

- ・ 外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方
(母語の力の活用、子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、
障害のある子供への対応を含む)
- ・ すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるように
するための方策(指導のガイドライン、デジタル技術の活用、教材の効果的
な活用を含む)

2. 指導体制の確保・充実

- ・ 指導体制の在り方(集住地域・散在地域における支援の在り方、校内体制
の整備を含む)
- ・ 日本語指導担当教師の配置やキャリアパス
- ・ 日本語指導補助者(登録日本語教員を含む)や母語支援員との連携
- ・ 関係機関(支援団体、大学、企業等)との連携

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- ・ 管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の
資質能力向上のための方策(日本語指導担当教師等の養成・採用・研修
の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む)

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- ・ 就学促進のための方策の在り方(プレスクール等の取組の推進)
- ・ 外国人生徒の進学・就職の促進方策(企業と連携したキャリア教育やキャ
リア支援、保護者への対応を含む)

- 日本社会の内なるグローバル化が進展し、少子化・人口減少が進む中、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現が不可欠。
- 学校教育においては、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育を実現することが喫緊の課題であるとともに、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を整備することが求められている。



3. 学校全体が多様性を包摂し、 多様性を強みにできるように

～子供たちが安心して過ごせる多文化共生(インクルーシブ)な学校づくり～



2. 子供たちを支える大人が子供たちの 可能性を引き出せるように



1. 全ての子供が豊かな可能性 を開花できるように

1. 全ての**子供**が豊かな可能性を開花できるように

- 就学機会の確実な確保、就学の促進
- 子供たちの様々な「力」を引き出しながら、一人一人の豊かな可能性を育む教育の実現
 - 子供たちの「多様性」の把握・困り事や悩みに寄り添う姿勢・「長所・強み」を引き出す視点
 - 子供たちの資質・能力を育むための、母語の力の活用も含めた日本語で学ぶ力の育成（デジタル技術の活用等）
 - 在籍前の経験・学習歴の活用や学校外の日常生活等との接続
- 希望する進路・生き方を自ら選択できるためのキャリア教育・支援
- 幼小中高の学びの連続性、学び続ける生涯学習の視点



2. 子供たちを支える**大人**が子供たちの可能性を引き出せるように

- 各地域の実情を踏まえた子供たちの受け入れ・支援体制の整備
- 各専門分野の知見の活用、外国人児童生徒等教育の専門性の向上
- 校内の連携・共通理解の醸成（教師と日本語指導補助者・母語支援員等との連携等）
- 家庭・地域・関係機関との連携



3. **学校全体**が多様性を包摂し、多様性を強みにできるように

～子供たちが安心して過ごせる多文化共生（インクルーシブ）な学校づくり～

- 子供たちが共に学び合える環境づくり
 - 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる推進（国際理解教育の推進等）
- 多様性をポジティブに捉え、日本と世界の架け橋となるグローバル人材育成の視点
- 外国人児童生徒等教育で培われた知見と他の児童生徒への教育で培われた知見の相互の応用

